

## 只木ゼミ春合宿第2問検察反対尋問レジュメ

文責:3班

- 5 1. 弁護側レジュメ1頁25～29行の部分において、検察側が採用したC説(危険の現実化説)は判断基底が明らかでない指摘しているが、B説全般において主張されている判断基底たる相当性も同様に極めて抽象的な基準ではなかろうか。
- 10 2. 弁護側が採用するB-B(折衷的相当因果関係説、以下折衷説)は、行為時に一般人が予測可能であった、若しくは行為者が予測可能であった事情を相当性判断に取り入れ、可能であるなら因果関係を肯定する説であるが、これを言い換えると、行為時にある事情について予測することが不可能ではない場合には、例えば交通事故によって死亡した者の遺族が精神的ショックにより死亡した(自殺・病死を問わない)事案(以下において後続損害とする)のように、異常な経過により結果が実現されたような事案においても、後続損害は経験則上あり得ないわけではないことから、因果関係を認めることになるが、これは不合理な結論ではないか。
- 15 3. 弁護側は、弁護レジュメ3頁70～75行において、折衷説を採用する理由及び折衷説における基準を述べ、折衷説が行為者の主観を考慮する点を妥当と評価しているが、仮に本問を少し変え、XがAの主治医である為Aの疾患について知っていた場合、その上でXが一般人Bに対して、殺人の意をもって、死に至らない程度の強度でAに暴行を加えることを教唆し、Bの行為の結果Aが死亡したとすると、折衷説に従って検討する場合、BはAの
- 20 疾患について認識がないことからBの行為と死亡結果には相当性がないが、Xの教唆と死亡結果には相当性があるという、不合理な結論に至る。このような不合理な結論を避けることが、折衷説において可能であるのか。可能であるとしたらどのように処理するのか。
- 25 4. 弁護側は、社会通念上偶然とは言えない結果について行為者に責任を問うものであるということを、折衷説の採用根拠としているが、XがAを死亡させたことは客観的に明らかであるにもかかわらずこれをXが死亡させたことにしない、Xに死亡結果を帰責させないということは、社会通念上肯定される結果であるのか。社会通念に依拠するという弁護側の主張と検討に整合性がないのではないか。

以上